

保育料第2子無償化について

1. 背景

- ①令和3年の人口動態調査（概数）では、1年間に生まれた子どもの数が約81万人と、6年連続で過去最少を更新している。
- ②本町でも、出生数が近年は280人前後で推移していたが、令和3年度は244人と大きく減少している。
- ③国勢調査の結果でも、全国レベルで、平成27年から令和2年にかけて、子どものいる世帯における、子どもが1人の世帯の割合が増加しており、本町でも、その割合が36.53%から45.27%へと、8.74ポイント増加するなど、少子化が進行する傾向にある。

2. 対応

- ①2人目以降の子育てに係る経済的負担の軽減を図り、子育てしやすい環境の整備が必要と考えられる。
- ②現在は、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、3号認定の子ども（0歳から2歳児）のみ保育料を負担いただいているが、現行制度を充実させることで、この年齢層の保護者をターゲットに経済的負担の軽減を図り、少子化対策に取り組む。

3. 保育料の軽減内容

- ①現行
小学校就学前の範囲で、最年長の子どもから数えて順に、2人目は半額、3人目は無料。
- ②改正案
小学校就学前の範囲で（子どもの数え方は現行と同じ）、最年長の子どもから数えて順に、2人目の保育料を現行の半額から無料とする。
（3人目以降は、現行も無料であり影響なし）

【イメージ】

※保育料の階層区分：6階層（保育標準時間・月額42,700円）の場合

年 齢		5歳児	2歳児	1歳児
子どもの数え方		第1子	第2子	第3子
保育料	現 行	無料（0円）	半額（21,350円）	無料（0円）
	改正案	無料（0円）	無料（0円）	無料（0円）

4. 影響額

- ① 1年間では以下のとおり。
② 令和5年度は、保育料の定例の切替時期に合わせて本年9月から実施するため、令和5年9月～令和6年3月の7カ月分の影響額となる。

区 分	対象 人数	影響額 (年額)	影響額 (令和5年度)	備 考
保育所 (町立3園、 民間4園)	116人	2,192万3,400円	1,278万8,650円	保育料の減収
認定こども園 (2園、その他)	53人	1,071万5,400円	625万650円	施設型給付費 の増加
合計	169人	3,263万8,800円	1,903万9,300円	

5. 主なスケジュール

- ① 2月 議員全員協議会にて議員へ情報提供
② 3月 令和5年度当初予算に、令和5年9月～令和6年3月の7カ月分を計上
③ 4月～6月 規則改正
(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則)
④ 7月 保護者への周知(7月号広報など)
⑤ 8月 制度改正後の保育料の決定、対象者への通知
⑥ 9月 改正後の制度の運用の開始